

学術基盤情報常置委員会報告

政府統計・世論調査等の一次データ(含む個票データ)の体系的保存と活用・公開方策について

平成 17 年 9 月 15 日

第 19 期日本学術会議

学術基盤情報常置委員会

この対外報告は、第20期から日本学術会議の組織替えのあることを念頭において、第19期日本学術会議 学術情報基盤常置委員会のこれまでの検討結果中早急な対応が必要な事項を集約したものである。関係諸機関の対応と次期以降の学術会議でも引き続いての検討を望むものである。この報告は、当委員会の検討した学術基盤情報に関する重要案件のうち、政府統計・世論調査等の一次データ（含む個票データ）の体系的保存と活用・公開方策についての分科会（第2分科会）の審議結果を取りまとめたものである。分科会における報告を基礎に、さらに学術基盤情報常置委員会の審議を得て、ここに対外報告として公表するものである。

報告書の取りまとめに当たっては、第3部経済統計学研究連絡委員会（委員長：松田芳郎）及びその小委員会（「経済センサス（仮称）」の日本の統計調査体系の中での意義とあり方の検討委員会、委員長：廣松毅第3部会員）の審議協力を得ている。

学術基盤情報常置委員会

委員長	松田芳郎	日本学術会議第3部会員、東京国際大学経済学部教授
幹事	野上修市	日本学術会議第2部会員、明治大学法学部法科大学院教授、前図書館長
	堀内 博	日本学術会議第7部会員、東北大学名誉教授
委員	松尾正人	日本学術会議第1部会員、中央大学理事、文学部長
	袖井孝子	日本学術会議第1部会員、お茶の水女子大学人間文化研究科大学院客員教授
	猪口 孝	日本学術会議第2部会員、中央大学法学部教授
	廣松 毅	日本学術会議第3部会員、東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授
	赤岩英夫	日本学術会議第4部会員、千葉大学監事、群馬大学名誉教授
	武市正人	日本学術会議第4部会員、東京大学大学院情報理工学系研究科研究科長
	大坪英臣	日本学術会議第5部会員、法政大学教授、東京大学名誉教授
	架谷昌信	日本学術会議第5部会員、愛知工業大学工学部教授
	中野政詩	日本学術会議第6部会員、東京大学名誉教授
	大川秀郎	日本学術会議第6部会員、福山大学教授・グリーンサイエンス研究センター長
	紫芝良昌	日本学術会議第7部会員、前国家公務員共済組合連合会三宿病院院長
	宮澤 彰	情報学研究連絡委員会学術文献情報専門委員会委員長、国立情報学研究所教授

学術基盤情報常置委員会 政府統計・世論調査等の一次データ(含む個票データ)の体系的保存と活用・公開方策に関する分科会(第2分科会)

委員長	松田芳郎	日本学術会議第3部会員、東京国際大学経済学部教授
幹事	堀内博	日本学術会議第7部会員、東北大学名誉教授
委員	袖井孝子	日本学術会議第1部会員、お茶の水女子大学人間文化研究科大学院客員教授
	猪口孝	日本学術会議第2部会員、中央大学法学部教授
	廣松毅	日本学術会議第3部会員、東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授
	赤岩英夫	日本学術会議第4部会員、千葉大学監事、群馬大学名誉教授
	紫芝良昌	日本学術会議第7部会員、前国家公務員共済組合連合会三宿病院院長

経済統計学研究連絡委員会

委員長	松田芳郎	日本学術会議第3部会員、東京国際大学経済学部教授
幹事	森博美	法政大学経済学部教授
委員	清水雅彦	慶應義塾大学経済学部教授
	濱砂敬郎	九州大学大学院経済学研究院統計学研究室教授

「経済センサス(仮称)」の日本の統計調査体系の中での意義とあり方の検討小委員会

委員長	廣松毅	日本学術会議第3部会員、東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授
委員	松田芳郎	日本学術会議第3部会員、東京国際大学経済学部教授
	森博美	日本学術会議経済統計学研究連絡委員会、法政大学経済学部教授
	清水雅彦	日本学術会議経済統計学研究連絡委員会委員、慶應義塾大学経済学部教授
	濱砂敬郎	日本学術会議経済統計学研究連絡委員会委員、九州大学大学院経済学研究院統計学研究室教授

要 旨

1. 報告書の名称

「政府統計・世論調査等の一次データ(含む個票データ)の体系的保存と活用・公開方策について」

2. 報告書の内容

(1) 作成の背景

本報告は、政府の一次データは単に行政のためだけでなく、広く国民共通の財産であることは、近代国家の基本的原則であるという視点から、それらがどのように学术研究にも利用されているか、またそこでどのような問題があるのかを検討するものである。さらに、学术研究は一国民のためだけでなく、広く人類のために行われるものであることを考えると、それらの諸データの利用は積極的に推し進められなければならない。

この問題を考える上で、これまでは、政府または地方自治体は何であるかは自明とされてきた。しかし最近では、政府が既存政府組織を各種公社化することを始めとして、独立行政法人や国立大学法人等を設置し、国・政府と民間の関係が複雑になってきている。そのために新たな問題が発生してきている。

本対外報告では、これらを含めてそこで現在発生している問題点を、1) 行政記録と政府の各種調査データの一次情報についてと、2) 個別一次情報である各種政府の登録・登記データの利活用についてとに分けて、その問題点を検討し、将来に向けての提言をまとめた。

(2) 現状及び問題点

政府の作成している、行政記録はまず保存することが急務であり、現状の廃棄の量と速度は歯止めが掛けられなければならない、行政と並んで司法記録も保存されなければならない、特に調査データのうち世論調査等は、調査そのものが民間委託されていて、個票データの保存に関しては、非常に遅れているという問題を抱えている、財政データは、業務統計として活用しうるもので在りながら、保管・公開に関しては遅れている、辛うじて統計調査データは一次データの利活用が統計法の目的外使用の規定を利用して行われており、その拡大が提唱されて久しいが、その法制度面を含めての最終的解決はなされていない、その現状の打破が提唱されている、また医療情報は、医療行為に関する情報とその費用面の情報との両面から求められている、特に後者は、国立の医療施設の情報の開示だけで十分な解析資料足りうるので、政府の一次資料開示の問題の一環として解決されるべきである。

今ひとつの政府情報は、それ自体の学術目的での解析のための資料としてよりは、それを使用しての学术研究が向上しうるデータ、すなわち住民基本登録名簿情報などがあり、個人情報保護法では学術目的には開かれているにもかかわらず、次第に地方自治体で閲覧使用禁止の方向に進みつつあるのに対して、反対の提言をする必要がある。

(3) 改善策、提言等の内容

上記の諸問題の解決のためには、

- 1) 国立公文書館の抜本的整備・拡充と政府公文書をそこに送付するための手続きの明示(恣意的な廃棄の防止)
- 2) 政府の文書の公開に備えての管理義務の充足のための「文書管理法」の制定
- 3) 国立公文書館に移管するまでの間の保管・管理のための「中間書庫」システムの創設、
- 4) 統計調査結果の公表に関する統計法・統計報告調整法の関連諸規定の改正と一次情報の保存の明記。マイクロデータ解析の練習のためのレプリカデータを作表形態の一種として認め提供するまたは作成することを可能にすること、
- 5) 政府の一次情報自体に関する情報の公開が可能になるように早急な対応、

を関係諸組織で検討されることを要望する。

目 次

1	総 論	
1.1	はじめに	1
1.2	政府一次データの利用にかかわる問題点	1
1.3	この様な問題の背景	2
2	行政記録と政府の各種調査データの一次情報について	
2.1	行政記録の保管とその開示	2
2.2	司法記録の保存と開示	4
2.3	世論調査データの保管と再利用	4
2.4	財政関係データ：補助金とその効果測定関連データの保管と公開	5
2.5	統計調査データ	6
2.6	医療情報・医療経営情報	8
3	個別一次情報である各種政府の登録・登記データの利活用について	
3.1	住民登録データの将来	9
3.2	税法上の諸問題・会社等の登録データの活用	9
4	問題解決に向けての提言	9

1.1 はじめに

本報告は、政府の一次データは単に行政のためだけでなく広く国民共通の財産であることが、近代国家の基本的原則であるという視点から、それらがどのように学術研究にも利用されているか、またそこでどのような問題があるのかを検討するものである。さらに、学術研究は一国民のためだけでなく、広く人類のために行われるものであることを考えると、それらの諸データの利用は積極的に推し進められなければならない。日本学術会議では、学術基盤情報常置委員会を中心に、これまでの検討の結果に加えて、18期 19期にも集中的に検討を重ねてきた。^{注1}

第20期からの日本学術会議の新しい組織形態への移行を前に、第19期として、改めてこれまでの問題点を総括して、それに対して関係諸機関の適切な対応を求めるものである。

ここでは、政府の一次データを、行政記録、司法記録、政府の世論調査データ、政府財政データ、統計調査データ、医療情報・医療経営情報の諸分野にも及ぼしている。そのため検討は、近時の行政改革のもたらした問題にも及んでいる。

行政改革の結果として、これまでの政府概念の変更がもたらされている。ここでの議論が政府の一次資料データであるだけに、この政府行政改革とその帰結に関しては特に言及が必要なのである。

政府の行政改革は、これまでの中央政府の諸組織の民間移管ないしは公社化（日本国有鉄道、専売局等）独立行政法人化（国立公文書館、国立大学等）と、地方分権による地方自治体への権限委譲等、これまでの中央政府の所管してきた一次情報の保管先の変更も含んでいる。それらの保管体制と公開体制には、新たに制定された情報公開法、個人情報保護法との関連だけでなく、これまでの諸法規にも、まだまだ検討すべき事柄が多いことも事実である。例えば統計法は、政府機関だけでなく民間諸組織、例えば日本銀行、商工会議所をも範囲に含む規定であるだけにその包括範囲との関連などで、統計調査の民間開放を主張するまえに、慎重に検討すべきである。

ただ、情報の公開には前提となる蓄積と保存が先行しなければならないので、それらの対象範囲の変更問題はさておき、現在早急になすべきことを、ここに对外報告として取りまとめた。

注1：関連するこれまでの当常置委員会の对外報告：第18期日本学術会議对外報告「学術資料の管理・保存・活用体制の確立および専門職員の確保と養成制度の整備について」またこれに関連して第19期では動物科学研究連絡委員会・植物科学研究連絡委員会对外報告「自然史系博物館における標本の収集・継体制の高度化」が公表されている。

1.2 政府一次データの利用にかかわる問題点

政府及び政府組織に準じる諸組織の一次データの利用に関しては、データそのものの収集、保存・蓄積、情報の開示のあらゆる側面で検討される必要がある。それらの諸側面について

以下に略述する。

1) 収集上の問題

公文書は、日本政府は諸外国に比して、蒐集と保存に熱心でないといわれるが、しばしば指摘されるが、基本的には予算・人員の面でそもそも不足であり、主要な発展途上国に対してすら、大きな開きがあるのが現実である。

統計調査データについては、そもそも分散型統計調査体系のなかで、調査の重複等が完全に是正されてはいないことが、統計審議会等で度重なる指摘が在るにも関わらず実現できていない。さらに、近時一部の人が、規制改革・民間開放推進会議などで統計調査の設計が実査まで、統計調査自体を民間委託することを提唱する状況まで発生している。しかし、民間開放した場合に、質の担保が十分であるかが問題であるが、そのような形では議論が展開するように問題提起されてはいない。質の管理のためには、実は過去に遡及してのデータの点検が必要であり、そのためにも蒐集と保存管理が問題になる。

2) 保存管理上の問題

保存管理については、統計調査データ、行政記録、公文書などの散逸と廃棄を防ぐために不可欠なアーカイブズの整備が、諸外国に比較して遅れていることに言及しておかなければならない。

3) 情報の公開

さらに、収集・保存・管理されたとしても、それらの諸情報の公開に関する統一的な基準がなく、恣意的な側面があるのは否定できない。

1.3 この様な問題の背景

この様な現実の状況を発生させた背景には次のような点が考えられる。

1) 日本人の国民性

2) 人材や財源の不足

3) 国立公文書館の意義の認識の不十分さ

4) 各省庁の縦割り行政の弊害

5) 政府の一次データは、誰のものかについて、行政当局の見解は不一致があるといわざるを得ない。特に、第一義的には行政のためであると考えて、国民の共有財産としての認識は欠如している。

長い歴史的背景に依存する国民性の問題はさて置き、上記のような現時的な背景を考慮に入れながら、以下具体的な問題点の指摘その解決のための諸措置を要望する。

2. 行政記録と政府の各種調査データの一次情報について

2.1 行政記録の保管とその開示

1) 情報公開法によって行政当局は記録の保管とその開示義務が課されることになった。

しかし現実はそのことによって記録の保管の度合いが向上し、開示される情報の蓄積量が増加したかということそうではない。むしろ、省庁の担当官のメモ等の狭義の行政記録は、省庁の情報公開法施行に対する現実的な対応策としては、廃棄を促進し保存資料を少なくするというのが現実である。^{注2}

注2：原 朗教授[第3部会委員、日本現代経済史専攻]が情報公開法の施行に当たって危機の念の発言があったがそれが現実化している。(AERAのインタビュー記事参照) かつて保存されていた記録資料が破棄され行方不明になっている。

これは、行政官は記録を保管することにより、第三者に請求されて閲覧され、場合によっては、その記録の示している行為に対してその部局の行政責任追及等の告発が発生することを恐れる気持ちが底流にあるのではないかと推測される。

従って、本来国立公文書館に保存のため送られるべき文書が送られずに破棄されてしまっている。かつて第18期の本常置委員会で保存規定に関しての省庁担当諸組織の現場責任者の作成した申し合わせについてのヒアリングをおこなったが、その結果には驚くべきほど保存年限が短縮されていることが判明した。

現在、定期的に公開される慣習の確立しているのは、外交文書であり、一定期間を経たから問題の特にならぬ文書については閲覧禁止が解除され公開されて居る。しかし、現実の日本の開示の度合いは極めて低い。そのためにアメリカ合衆国等の関連文書の方が開示度が高いために、日本の研究者は外国の公文書館を利用する方が早く便利だといわれてきたが、そのような風潮を一概に否定しかねるのが現状である。

2) 歴史的文書の保存期限による廃棄

現在は明日の過去になる以上、日常の行政記録は逐次歴史的な文書になる。その際どのような保存期限を設けるかが重要になる。行政記録のなかで地方自治体を含めて何が長期的保存になるかということ、人事記録であり、それは賞勲等と連動している。社会経済的に見て重要な産業記録は、短期保存であるのが通例である。

この際指摘しておくべきことは、戸籍原本の保存年限切れが進行していることである。その点では、江戸期の幕藩体制での宗門人別帳等による人口解析は、欧米の洗礼名簿に依拠する分析とは比較にならない詳細な歴史人口学的分析を可能にしているのに対して、明治以降の歴史人口学的分析には空白が発生すると恐れられている。

特に、壬申戸籍の取扱いに関しては注意を喚起する必要がある。周知のように壬申戸籍簿は、新平民の記述があり、差別問題との関連で現在は学問的研究であっても地方自治体では閲覧禁止が通例である。しかし、過去に差別が存在したことは歴史的事実であり、それを抹殺することは不可能であると同時にその歴史的事実を明らかにしえないというのは、歴史の偽造に他ならない。少なくとも差別が過去のものとして問題とならない未来の研究のためには保存されるべきものである。

3) 市区町村合併による資料の廃棄

市区町村役場の関心事は、前述のように叙勲関係の人事記録に偏っていると

も過言でないだけでなく、特に経済産業記録は破棄される事例が多い。さらに問題なのは、近時急速に進展している市町村合併である。その結果、多くの地方自治体において被合併市町村の記録は即座には破棄されないものの、合併した側の市区町村役場等に吸収されて建物改築等がなされる場合には、吸収されたものは廃棄されることが多い。

県史・市区町村史の記録が編纂される時が、残念ながら今ひとつの資料散逸の契機になることが多い。すなわち歴史編纂事業に携わった人の手元に資料が残り返却されないという事態である。これは地方自治体レベルでの公文書館・資料館が未整備なことが遠因である。

4) 小学校・中学校等の初等教育の個人記録の廃棄

学籍簿は通常25年で廃棄されて残らない。卒業者の姓名情報だけが残されている現状である。本来様々な行政記録データとして活用可能なはずである。個人情報保護法との関連もあり、改めて残すようにするという考えに転換するのは、短期的には難しいが将来的には検討すべきものである。

2.2 司法記録の保存と開示

第18期において議論し、対外的に呼びかけてきた民事判決原本の保存は一応の解決をみた。しかし、問題は、刑事判決及び関連資料の保存の可能性に移っている。この点は未解決であり、積極的な保存策が講じられるのが望まれる。

2.3 世論調査データの保管と再利用

1) 世論調査データの保管と再利用

政府が業務として、主として内閣府で世論調査を行っているが、そのデータ保管と再利用については次のように考えられる。

政府の業務として行われた世論調査の一次データの保管と再利用に関しては、次の三要件が確保されなければならない。政府としては、民間調査会社に業務委託しているが、その個票の情報の政府としての守秘義務が発生する。特に対象者のプライバシー保護である。また政府の業務として透明性を確保する必要がある。調査結果の客観性を担保するために再集計、特に過去の調査データと比較可能な形に条件を管理しての再集計が出来るのでなければならない。

しかし現状はこの三条件をみたしていない。調査直後に調査会社に廃棄を義務付けられているので、データの保管が深刻な問題として意識されない。逆にデータの信頼性確保のために過去のデータの保管と再利用は本来そのような志向がないので、深刻な問題として認識されにくい。まず政府が個人のプライバシーを侵すことがないように、統計調査と異なって、個票の管理は委託された世論調査会社が保管する仕組み自体を再検討すべきである。

特に、世論調査会社も守秘義務に拘束されるので、廃棄の方向を志向することもあり、データの再利用可能なかたちに改善されるべきである。

また純粹の民間企業と同列に扱うわけにはいかない日本銀行、商工会議所等の実施している諸調査の調査結果個票についても検討されるべきである。

2) 将来に期待される方式

全省庁を通じての政府全体の情報処理管理法のような立法がなされるべきであろう。新法の制定は、早急には難しいので、むしろ現実になしうる処理を考えるべきである。

現在すでに存在する東京大学社会科学研究所附属日本社会研究情報センターにとりあえず調査公表後に一括移管を促進することも考えうる方策の一つである。

さらに抜本的には、科学研究費等で実施されている研究者の諸調査（社会階層移動調査：日本社会学会、家族構成調査：日本家族社会学会、日本の国民性調査：統計数理研究所）を含めた保管再利用施設として、例えば情報学研究所を基礎としてコンソーシアム（大学連合データアーカイヴ）を現実に存在する諸組織を拡充することで構築が可能であるかを検討する必要がある。

これらの人文社会科学系の諸施設は、規模も小さく、国立大学の独立法人化に伴ってこれらの人文社会科学系の全国共同利用施設は、文部科学省の取扱いが必ずしも十分ではなく、全国共同利用施設の別表に載っていない。特に、学部、附属図書館ないしは附置研究所などに附属施設として設置されたものが多いためでもある。それらに関しても、早急に解決すべく検討が開始されるべきである。^{注3}

注3：第19期要望「国立大学法人化に伴う大学付置全国共同利用研究所・施設の課題」においては、大学附置の共同研究施設を対象の調査に基づいて書かれているが、調査対象ではなかった、人文社会科学系の学部・附置研究所附属の共同利用施設も並べて検討の対象として言及している。

2.4 財政関係データ：補助金とその効果測定関連データの保管と公開

政府の行政活動の根幹にあるものはその資金的裏づけである財政関連資料である。それに関しては、以下のような問題がある。

1) 中央政府の財政資料は予算案・決算案として議会上程される資料として公表されていることは事実である。しかしそれが、社会経済的分析に活用されるためには、次のような問題がある。

予算は、その目的別分類であって財政費目の支出内容別（人件費、固定資産・消耗品費等の物件費、旅費等）ではない。従って経済分析には十分ではない。

決算は支出時期別の分割が出来ていない。これは国民経済計算の4半期別（季節）データを編成する上で最も重要なはずである。

財政投融资の目的別詳細なデータが公表されていない。

税等の収入に関する詳細な開示がない。

2) 地方政府に相当する地方自治体の財政支出には中央政府と同様の問題が存在する。

3) より重要な問題は、財政投融资のデータと同様に、ある意味で財政支出とみなすべきものも、国会をはじめとする地方自治体議会等の審議の外に出ていることである。これを法的に合法化した仕組みがいわゆる第三セクターである。この第三セクターの貸借対照表・損益計算書のデータが詳細に開示されるべきである。

これらの諸問題を根本的に解決するには関連諸法規の改正をまたなければならないのも事実であるが、解決可能なものから逐次実施されるべきである。

2.5 統計調査データ

統計調査一次データ、すなわち個票データに関しては、まずその保存蓄積と効果的活用は「統計行政の新中長期構想」(1995)で、統計審議会からすでに政府に答申されているが、なかなか完全に実現されていない。それは、保存されたデータが再活用される道筋についての法的措置が完全には講じられていないことである。最近の統計所管部局長会議申し合わせであるいわゆる「統計行政の新たな展開方向」(2003)でも改めて推進することが決められている。その早急な実現を切望する次第である。

そこに含まれていない問題で、将来の日本の政策立案上不可欠の情報で、看過されているものに日本在住者の多国籍化の状況に対応するように統計調査が改変されていないことである。わずかに、国勢調査、人口動態統計調査は国籍の別なく調査対象としているがそれ以外の過半の指定統計では調査対象は日本人に限定されている。また法人格の存在に関して、日本の国内法で登記されていないものは調査対象外になるか、調査されても非協力企業に対して強制力を持たない。この状況の解決策を講ずるべきである。

これらの統計調査体系上の諸問題はさておき、当面の課題である政府の一次データの保存と開示に関して、以下のような諸問題の解決がなされるべきである。

1) 指定統計等の個票情報の保存に関する措置を、総合的かつ体系的に講ずるべきである。

特に注意を喚起したいのは、国勢調査、いわゆる人口センサスの個票データの保存をどうするかである。各国の人口センサスの個票情報は、国によって年限は異なるが最長100年を経過した後は、学術利用等に利用できるという、いわゆる100年開示条項を設置する方式を取っている。これに匹敵する規定を日本でも作る必要がある。

保存のための条件とそのため組織がどうあるべきかを検討することは、焦眉の急務である。

2) 公開利用のための匿名標本データの作成とそのあり方

政府の指定統計・承認統計等の統計調査データのマイクロデータに関しては、体系的な保存がなされていないだけでなく、省庁横断的な利用体制も確立されていない。

第 18 期の本学術基盤情報常置委員会の対外報告^{注4}を受けたその後の展開としては、総務省統計研修所の中にマイクロデータ利用組織ができ、総務省統計局所掌の指定統計調査に関して、客員教授制の下で利用の道が開けかけているが、他省庁の統計調査の利用までは拡大されていない。また文部科学省所管の国立大学法人一橋大学経済研究所附属日本経済統計情報センターは、社会科学統計情報研究センターとして拡充改組されそのなかにマイクロ統計情報解析センターを立ち上げている。現在のところ、総務省統計局との密接な提携のもとに統計法に規定されている「統計目的外の利用申請」の窓口としての機能を強化している。これ等の点では、欧米の諸組織に一步近づいたといえる。また1996 - 9年にかけて実施された文部省特定領域研究のマイクロ統計分析を生かして、マイクロ統計データ活用研究会を組織し、データベース形成経費を使用して、目的外で作成されたりサンプリングデータの提供を受け広範囲の利用者を関係諸学会を通じて公募し、利用してきた。

しかし、どのような研究者が利用可能であるかという条件を、統計法の目的外使用許可の枠内で、どのようにして運用しているかといった点では、まだ成熟した組織として運用方式を確定しているわけではなく、試行的な試みがなされているに留まる。特に今後、常設のセンターを活用しての利用者の拡大を図るには、客員教授制の採用等安定して研究のできる地位を利用組織の中に作る一方、日本全国の国立大学に、これまで文部科学省が設置した全国共同利用の関連各種文献センター(例えばかつての神戸大学附置経営経済研究所附属経営分析文献センターの後身である附属政策研究リエゾンセンター)等の諸組織が国立大学法人となっても、現段階では廃止されずに活動している現状を勘案して、サテライトセンターとして編成して利用組織のネットワーク化を図るのも一案である。

3) レプリカデータの編成の可能性

総務省統計研修所のマイクロ統計利用施設を中核として利用施設のサテライトセンターを組織した場合、現行統計法の目的外利用を前提とするならば、そこでの研究者の利用者としての登録の透明性を図る必要がある。

現在の統計法の目的外使用の枠のなかで、リサンプリングして匿名化し、さらにスワッピングしたデータをレプリカデータと呼ぶならば、そのデータに基づいて十分な解析を行い、その解析プログラムも十分ロバストなものであると証明された研究が、全標本またはかなりの高抽出率のデータでなければ有効な解析が出来ない旨を示して利用を申請する仕組みを検討することが重要である。

上記のマイクロ統計利用活用研究会のデータベースを蓄積可能なレプリカデータとして編成し研究者間に自由な配布を可能にすることが一つの解決策である。

4) 「統計法」に規定される、政府に準じる諸組織の作成する統計について

統計法第8条に関連して、届出を規定されている諸組織には、政令により日本銀行、日本商工会議所が含まれている。上記の一次データの保管・蓄積・利活用の要望には、

これらの諸組織に対しても、同様な措置をとられることがのぞましい。

注4：第18期日本学術会議学術基盤情報常置委員会対外報告「情報化社会における政府統計の一次データの提供のあり方について」

2.6 医療情報・医療経営情報

1) 医療情報には、患者治療のために必要な個別の利害にかかわるものと、学問情報として他の人に関わるものがあるが、後者についても社会的には治療と関連して活用される必要がある。それと同時にそれらは、治療行為を含めて社会経済的分析・検討の対象となるべきものである。そのための資料としてどこまで活用されるものかについて考えなければならない。

医療情報としては、疫学・診療情報(レセプト情報)・死亡届け行政記録等がある。死亡統計の基本は戸籍簿上の出生・死亡届であり、これは行政記録の統計化の最も初期から作成されてきた人口動態統計調査として活用されている。しかし死亡統計の場合その死因が直接的死因、例えば心停止で示されても、医学的な疾病情報としての価値は低い。

現在、患者に関する情報は、個人情報として本人には開示されるという段階になった。最近の個人情報保護法では、個人が情報の変更を行うことが認められており、これが客観的医療情報にどのような影響を及ぼすか懸念される面もある。インフォームド・コンセントは診療行為に関すると同様に調査データ蓄積に関しても適用される。従って個人情報保護法の下では事前にインフォームド・コンセントが無い限り情報を医療関係者の間でも流通することはない。これに対してどのように対処すべきかという問題が発生している。個人を特定できないという制限下で医学上の学術情報として制約を緩めることを顧慮に入れる必要があると考えられる。

診療行為に関する情報は、健康保険等の診療報酬請求のための格付けがなされている。診療報酬請求のための情報と疾病分析データはかならずしも一致せず、原理的に乖離する可能性がある。両情報間には情報の統一コード化も必要であろう。

疾病コードの標準化はWHOの国際標準として既に存在するが、診療報酬に繋がる共通コードとしては十分整備されているとはいえない。この点の解決は焦眉の急を要する問題である。

他方、医学的分析に耐えうる疫学情報としての医療情報の保存と活用を目的として大規模な研究組織の樹立とデータセンター(大規模臨床疫学研究施設とデータセンター)の設立が検討されている。^{注5}

欧米に関しては癌治療に関して縦断的な情報(longitudinal data)の開発が1970年代からなされてきている。

注5：日本学術会議第7部対外報告「我が国における臨床疫学研究推進のための基盤整備について」(平成16年5月20日)

2) 医療経営情報は、社会保障制度の財政的基礎と関連して現在、重要な争点になっているにもかかわらず情報の開示は進んでいない。

政府統計としては、指定統計として、患者調査と医療施設調査がある。前者は、上記1)で言及している問題にも関連しているけれども、より基本的な問題は、この情報が診療報酬行為に関する情報と切断された統計調査として設計されている点である。しかもそれは標本調査であるだけでなく、その性質からして患者単位の名寄せ集計が出来なくなっている。この点は、業務統計として捉えられている診療報酬情報と結合することによって解決可能なはずである。

治療費の増大が緊急の社会問題になっているだけに、抜本的に検討されるべきである。現実問題としては、行政記録としての国公立診療機関の情報だけでもかなりの範囲の情報が集積されるはずであり、行政記録開示の一環として検討されるべきである。特に、医療施設情報としての経営情報・医療従事者情報の整備は、まず公的診療機関の情報開示として検討されるべきである。

3. 個別一次情報である各種政府の登録・登記データの利活用について

3.1 住民登録データの将来

住民登録台帳や選挙民名簿等は、個人情報保護法の下では、学術上の利用を除いては、原則使用禁止措置であるが、現実には、学術上の利用を含めて使用禁止に踏み切る地方自治体が増加すると推定されている。^{注6}

注6：第19期第1部対外報告「学術調査と個人情報保護：住民基本台帳閲覧問題を中心に」

3.2 税法上の諸問題・会社等の登録データの活用

税に関する情報は、上記の財政関連資料でも述べたが、行政記録の統計化としてもっと積極的に開示が望まれえいるものである。また現在関係省庁において「経済センサス(仮称)」の実施が検討されているが、その実現のためにも第1に検討されるべきものは税情報である。他の欧米先進諸国と同様に、統計調査データはその報告者のデータの信頼性を確保するために、税データには利用しないが、税に伴って判明する諸情報は、統計調査の負担軽減のために統計データの補完情報として、また調査対象把握の情報として活用されるべきである。

4. 問題解決に向けての提言

上記の諸問題の解決のためには、

- 1) 国立公文書館の抜本的整備・拡充と政府公文書をそこに送付するための手続きの明示(恣意的な廃棄の防止)
- 2) 政府の文書の公開に備えての管理義務の充足のための「文書管理法」の制定
- 3) 国立公文書館に移管するまでの間の保管・管理のための「中間書庫」システムの

創設、

4) 統計調査結果の公表に関する統計法・統計報告調整法の関連諸規定の改正と一次情報の保存の明記。マイクロデータ解析の練習のためのレプリカデータを作表形態の一種として認め提供するまたは作成することを可能にすること、

5) 政府の一次情報自体に関する情報の公開が可能になるように早急な対応、を関係諸組織で検討されることを要望する。